

**THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

2019年10月1日

**会員各位**

日本ライセンス協会　関西研修委員会

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4

 大阪科学技術センター内

TEL.06-6443-5320 FAX.06-6443-5319

第４３４回　関西月例研究会

**「特許法・意匠法改正のポイントと留意点」**

**開催日：２０１９年１１月１８日（月曜日）１４：００－１７：００**

**場　所：大阪科学技術センター　７階　　７００号室**

**講　師：****弁護士　藤田　知美 氏　弁理士　前田　幸嗣 氏**

**（****弁護士法人・特許事務所イノベンティア）**

拝啓　会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年11月度の月例研究会は、弁護士法人・特許事務所イノベンティアの藤田知美弁護士と前田幸嗣弁理士をお招きし、「特許法・意匠法改正のポイントと留意点」と題してご講演頂くこととなりました。

本年（2019年）5月10日に改正特許法・改正意匠法が成立し、同月17日に公布されました。この改正法は、一部の規定を除き、公布日から1年以内に施行されるため、遅くとも来春から新制度が始まります。

改正特許法では、第三者の専門家が工場等に立ち入って調査を行う新たな証拠収集制度（査証制度）が新設されるとともに、損害賠償の算定方法について見直しがなされました。

査証制度は、権利者側には有力な証拠収集手段となる可能性がある一方で、被疑侵害者側となる場面では、自社の製造方法や製品の中身が第三者の目に触れるおそれがあります。新しい制度を理解することは、今後の知財戦略を考える上でも、役に立つものと思われます。

また、意匠法は、今回大幅に改正され、物品に記録・表示されていない画像や、建築物の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象とされるほか、関連意匠の出願可能期間の延長、存続期間の変更、複数の意匠の一括出願を認める等の出願手続の簡素化、侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まるための間接侵害規定の拡充がなされます。

デザイン戦略上、極めて重要な改正であり、意匠実務に携わる方はもちろん、特許、商標、契約等を担当する方も押さえておくべき内容と思われます。

本講演は企業の知財担当者のみでなく、広く知財、ライセンス等に関る専門家にとっても、示唆に富む有用な情報が得られる機会と思われます。会員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

また月例研究会の終了後に講師を囲んで簡単な懇談会を開催いたします（近隣の飲食店にて開催したいと考えております）。是非、ご都合を付けて懇談会までの出席をお願いいたします。

敬具

＊尚、本研究会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目：２．５単位が認められる予定ですので、受講の際に受付にてその旨お申し出下さい。

**講師略歴**

**弁護士　藤田　知美**

1999年 4月 京都大学法学部入学

2003年 3月 京都大学法学部卒業

2004年10月 弁護士登録、北浜法律事務所

2012年 1月 北浜法律事務所 パートナー 就任

2016年 4月 弁護士法人イノベンティア創業

2017年 2月 日本ライセンス協会 理事 就任

2018年 4月 京都大学法科大学院 非常勤講師 就任

**弁理士　前田　幸嗣**

2001年 3月 大阪市立大学法学部卒業

2002年 1月 青山特許事務所

2007年 1月 鎌田特許事務所/ 弁理士 (商標グループ)

2015年 3月 特許業務法人三枝国際特許事務所/ 弁理士 (商標・意匠グループ)

2017年 9月 特許事務所イノベンティア/ 弁理士 (商標・意匠担当)

2018年 4月 特許事務所イノベンティア ジュニア・パートナー 就任

2019年 4月 日本弁理士会 貿易円滑化対策委員会 副委員長 就任

**１．[研究会]**

　と　き：２０１９年１１月１８日（月曜日）１４：００－１７：００

ところ：大阪科学技術センター７階　７００号室

講　師：弁護士　藤田　知美 氏　弁理士　前田　幸嗣 氏

（弁護士法人・特許事務所イノベンティア）

司　会：関西研修委員　大池 聞平（ＯＥＫ特許事務所）

参加費：正会員５,０００円（同一組織のメンバーを含む）、継続会員２,０００円

一般１０，０００円

**２．［懇談会］**

と　き：２０１９年１１月１８日（月曜日）　　１７：００－１８：００

ところ：大阪科学技術センター周辺　※近隣の飲食店で開催する予定です。

参加費：１，５００円

**３．［参加申し込み］**

* 申込期限：２０１９年１１月１１日（月曜日）

＊LESJウェブサイト【<http://www.lesj.org/workshop/monthly/west.php>】

または、次ページのＦＡＸ用紙にて、関西本部事務局宛お申込み下さい。

**【次回のご案内】**

　日　時：２０１９年１２月１３日（金曜日）

　テーマ：「中国における知財業界の動向と中国駐在員としての知財実務」

講　師：西内 盛二 弁理士（北京ユニインテル特許事務所　東京ブランチ代表）

片山 和之（富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部　知的財産戦略統括部 シニアマネージャー）

司　会：関西研修委員　田中　弘（三星ダイヤモンド工業株式会社　法務知的財産部）

　--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日本ライセンス協会関西本部 　　担当：吉岡 奈美　行

ＦＡＸ：０６－６４４３－５３１９

**第４３４回関西月例研究会（１１月１８日）**

**【個人情報の取り扱いについて】**

日本ライセンス協会は、申込の際に提供いただいた個人情報を、今回お申込みの月例研究会に関するご連絡、講師への氏名、所属先の提供その他本月例研究会の実施・運営のために利用します。個人情報は、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の予防、安全な管理に努めます。

**上記取り扱いに同意して申し込みます。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○参加,×不参加 | 参加者氏名 | 団体名／所属･役職TEL・FAX／E-mail（注１） | 継続会員は○印を記入（注２） | 申込みのきっかけ○印をご記入ください |
| 研究会 | 懇談会 |
|  |  |  | 　　　　　　　　　　　 |  | メール／ＨＰ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |
|  |  |  | 　　　　　　　　　　　 |  | メール／ＨＰ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |
|  |  |  | 　　　　　　　　　　　 |  | メール／ＨＰ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |

（注１）会員名簿に記載の所属団体名･役職･住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

（注２）継続会員（**５年以上正会員であった者が、満５５歳を超えており、組織を離れ個人で会員を継続しようとする**場合に理事会の決定により認められるもの）とは、LESJの審議により特別の年会費（２万円）が適用されている正会員であります。

（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](http://www.lesj.org/contents/japanese/05_1nyu.html)をご参照）

☆会場への案内図（<http://www.ostec.or.jp/data/access.html>）

****